

佐賀大学医学部附属病院入院患者用セット貸出事業に係る公募

佐賀大学において、下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

企画競争に付する事項

- (1) 事業名称 佐賀大学医学部附属病院入院患者用セット貸出事業 一式
- (2) 事業の目的 入院患者等へのサービス向上のため
- (3) 委託期間 2026年4月1日～2029年3月31日（3年間）

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア. 応募の資格者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人佐賀大学の競争参加資格において、令和8年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 過去5年間に400床以上を要する病院に入院患者用セットの運営事業実績がある者であること。
- (6) 医療法施行規則第9条の14に規定する基準を満たしている者であること。
- (7) 本公募に示した役務を十分に履行することができることを証明した者であること。

イ. 応募できる運営者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第4条に該当する以下の者
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3. 提案書の無効

次のいずれかに該当する提案書は無効とする。

- (1) 提出期限までに所定の企画提案書の提出が無かった場合
- (2) 応募資格要件の規定に反した場合
- (3) 応募書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 不正な事項が発覚した場合
- (5) その他、提案応募手続に違反すると認められた場合

